

令和2年度 山梨県の特別支援学校で取り組むこと

「学習指導要領」の趣旨や内容の実現を目指すとともに「山梨県教育振興基本計画」の着実な実施を図るために、山梨県の特別支援学校は次の事柄に重点的に取り組みます。

◆ 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編成し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努めます。

◇授業の改善 ◇教育課程の評価・改善

◆ 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携や学校教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりに努めます。

◇人権教育の推進 ◇道徳教育の推進 ◇いじめ・不登校への対応

◆ 健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力の向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努めます。

◇体力の向上 ◇健康教育の充実 ◇安全教育の推進

◆ グローバルに活躍する人材の育成

地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに外国語教育を適切に実施し、ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍できる人材の育成に努めます。

◇伝統や文化等に関する教育の推進 ◇外国語教育の充実

◆ 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努めます。

◇専門性の向上 ◇教育内容の充実

学級経営・ホームルーム経営の充実